

改正

昭和60年3月26日条例第26号
昭和63年3月28日条例第23号
平成4年3月27日条例第20号
平成4年4月1日条例第23号
平成6年3月23日条例第7号
平成8年3月28日条例第17号
平成11年3月26日条例第4号
平成12年9月26日条例第36号
平成13年6月22日条例第23号
平成14年3月28日条例第17号
平成17年12月13日条例第142号
平成18年9月19日条例第45号
平成19年12月25日条例第47号
平成21年3月31日条例第22号
平成21年9月24日条例第46号
平成28年3月30日条例第10号
平成30年7月3日条例第42号
令和3年10月6日条例第35号

奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市におけるラブホテル及びぱちんこ屋等の建築等について必要な規制を行うことにより、世界遺産を有する本市固有の歴史的景観を保全するとともに、市民の良好な生活環境の確保及び青少年の健全育成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅館業 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項及び第3項に規定する営業をいう。
- (2) ラブホテル 旅館業を目的とする建築物のうち、異性を同伴する客に利用させることを目的とするものであつて、別表第1に定める構造及び設備を有しないものをいう。
- (3) ぱちんこ屋等 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号に規定する営業(まあじやん屋を除く。)を目的とする建築物をいう。
- (4) 建築 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第13号から第15号までに規定する建築、大規模の修繕及び大規模の模様替並びに建築物の用途を変更してラブホテル又はぱちんこ屋等にするをいう。

第2章 対象施設の建築に関する規制

第1節 ラブホテルの建築に関する規制

(届出)

第3条 市内において旅館業を目的とする建築物を建築しようとする者は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(ラブホテル該当の決定)

第3条の2 市長は、前条の届出があつたときは、当該届出の建築物がラブホテルに該当するかどうかを決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をする場合において、必要があると認めるときは、奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くことができる。

(ラブホテルの建築の禁止区域)

第4条 市内の次の各号に掲げる地域、地区又は区域においては、ラブホテル(専ら営業の用に供する部分に限る。)を建築してはならない。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域及び工業地域
- (2) 都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域
- (3) 都市計画法第8条第1項第7号に規定する風致地区
- (4) なら・まほろば景観まちづくり条例(平成2年奈良市条例第12号)第9条第1項の規定により指定された奈良町都市景観形成地区

(5) 別表第2及び別表第3に定める施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲200メートル以内の区域

（ラブホテルの建築の同意）

第5条 前条の禁止区域外の地域においてラブホテルを建築しようとする者は、あらかじめ市長の同意を得なければならない。

2 市長は、前項の同意を求められた場合においては、審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項の同意をする場合においては、この条例の目的を達成するため、必要な条件を付けることができる。

第2節 ぱちんこ屋等の建築に関する規制

（ぱちんこ屋等の建築の禁止区域）

第6条 市内の次の各号に掲げる地域、地区又は区域においては、ぱちんこ屋等（専ら営業の用に供する部分に限る。）を建築してはならない。

(1) 都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

(2) 都市計画法第8条第1項第7号に規定する風致地区

(3) なら・まほろば景観まちづくり条例第9条第1項の規定により指定された奈良町都市景観形成地区

(4) 別表第2に定める施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲100メートル（当該施設の敷地が商業地域にある場合で、その商業地域にぱちんこ屋等を建築するときは、50メートル）以内の区域

（ぱちんこ屋等の建築の同意）

第7条 前条の禁止区域外の地域においてぱちんこ屋等の建築物を建築しようとする者は、あらかじめ市長の同意を得なければならない。

2 市長は、前項の同意を求められた場合においては、審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項の同意をする場合においては、この条例の目的を達成するため、必要な条件を付けることができる。

第3章 勧告等

（勧告）

第8条 市長は、第5条第1項の規定若しくは同条第3項の条件又は第7条第1項の規定若しくは

同条第3項の条件に違反してラブホテル又はぱちんこ屋等（以下「ラブホテル等」という。）を建築しようとする者、建築している者又は建築した者に対し、当該ラブホテル等の建築について必要な勧告を行うことができる。

2 前項の勧告を受けた者は、速やかに当該勧告に従い、必要な措置を講じなければならない。

（建築中止命令等）

第9条 市長は、第4条及び第6条の禁止区域内でラブホテル等を建築しようとする者、建築している者若しくは建築した者又は前条の勧告に従わない者に対し、当該ラブホテル等の建築の中止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて当該建築の変更、原状の回復、除却その他必要な措置を講じることを命じることができる。

（立入調査）

第10条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、第3条の規定による届出のあつた建築物について、職員に当該建築物、建築物の敷地又は建築現場に立ち入らせ、必要な調査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、立入調査員証を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

（屋外広告物等の規制）

第11条 市長は、市内のラブホテルについて屋外広告物その他の外観がこの条例の目的を阻害し、又は付近の景観と著しく調和しないと認めるときは、当該ラブホテルの所有者又は営業者に対して当該屋外広告物その他の外観の撤去又は変更を求めることができる。

2 市長は、前項の場合においては、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

3 第1項の処分についてなされた行政不服審査法（平成26年法律第68号）による不服申立てについては、同法第9条第1項の規定は、適用しない。

第4章 雑則

（委任規定）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第5章 罰則

（罰則）

第13条 第9条の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の罰金に処する。

（1）第3条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第10条の規定による立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第14条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和59年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に市長の定めるところにより旅館業を目的とする建築物（ラブホテルを除く。）の建築の届出をしている者及びラブホテルの建築の同意を得ている者（建築の届出及び同意を要しないとされた者を含む。）については、第3条及び第5条の規定は適用しない。

3 この条例の施行の際、現に第4条の禁止区域内に建築されているラブホテルについては、現状における建築物に限り同条の規定を除き、この条例を適用するものとする。

(禁止区域内の建築の特例)

4 第4条の規定は、当分の間、ラブホテルの改築、移転、大規模の模様替及び大規模の修繕には、これを適用しない。

5 第6条の規定は、当分の間、次に掲げるぱちんこ屋等の建築には、これを適用しない。

(1) 次のいずれにも該当するぱちんこ屋等

ア 昭和63年4月1日において現に建築されているぱちんこ屋等及び奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例の一部を改正する条例（平成21年奈良市条例第22号）による改正前の第5条の規定による同意を得て新築されたぱちんこ屋等（以下「既存店舗」という。）であること。

イ 既存店舗と同一敷地内で建築されること。

(2) 火災、震災その他既存店舗の所有者又は営業者の責めに帰することができない事由で規則で定めるものによる滅失に伴い、市長が建築を必要と認めるぱちんこ屋等で、次のいずれにも該当するもの。ただし、建築物が周辺の土地利用及び環境と調和のとれたものであることその他市長が定める要件に該当する場合に限る。

ア 当該既存店舗が滅失した日から起算して5年以内に建築されるものであること。

イ 次のいずれかに該当すること。

(ア) 当該滅失した既存店舗の所在地が、当該滅失前から第6条の禁止区域に含まれていたこと。

(イ) 当該滅失した既存店舗の所在地が、当該滅失以後に第6条の禁止区域に含まれることとなったこと。

ウ 当該滅失した既存店舗とおおむね同一の場所にあること。

エ 当該滅失した既存店舗とおおむね等しい面積であること。

6 前2項の規定の適用を受けるラブホテル等を建築する場合には、あらかじめ市長の同意を得なければならない。この場合において、市長は、審議会の意見を聴くものとする。

7 第5条第3項、第7条第3項、第8条及び第9条の規定は、附則第4項又は附則第5項の規定の適用を受けるラブホテル等の建築について準用する。

附 則 (昭和60年3月26日条例第26号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正後の奈良市ラブホテル建築等規制条例(以下「改正後の条例」という。)第4条の禁止区域内に建築されているラブホテルについては、現状における建築物に限り同条の規定を除き、改正後の条例を適用するものとする。

附 則 (昭和63年3月28日条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にぱちんこ屋等の建築に係る建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に基づく建築確認申請書、奈良市開発指導要領(昭和62年奈良市告示第230号)第2条第1項の規定に基づく事前協議申請書又は既存宅地における建築物の建築に関する要綱(昭和60年奈良市告示第52号)第4条の規定に基づく予定建築物概要書を受理されているものについては、その現に受理されている申請又は提出に係るぱちんこ屋等の建築に限り、この条例による改正後の奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は適用しない。

3 この条例の施行の際、現に改正後の条例第4条の禁止区域内に建築されているぱちんこ屋等については、現状における建築物に限り、改正後の条例の規定は適用しない。

4 本市が施行する近鉄西大寺駅北地区第一種市街地再開発事業の施行に伴い、この条例の施行の際現に存するぱちんこ屋等に係る権利変換が行われる場合において、これに代わるべきぱちんこ屋等を当該事業の施行地区内に建築（仮設のもの建築を含む。）するときは、当該建築に限り、改正後の条例の規定を適用しない。

附 則（平成4年3月27日条例第20号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成4年4月1日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成6年3月23日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月28日条例第17号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月26日条例第4号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年9月26日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年6月22日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月28日条例第17号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月13日条例第142号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年9月19日条例第45号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年12月25日条例第47号）

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）附則第1条本文に定める日（平成19年12月26日）又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成21年3月31日条例第22号）

この条例は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成21年9月24日条例第46号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成28年3月30日条例第10号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年7月3日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（令和3年10月6日条例第35号）

（施行期日）

1 この条例は、令和3年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に建築されているラブホテル及びぱちんこ屋等については、現状における建築物に限り、この条例による改正後の奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例の規定は、適用しない。

別表第1（第2条関係）

- （1） 外部から内部を見通すことができ、かつ、営業時間中自由に入出入りすることのできる玄関
- （2） 受付及び応接の用に供する帳場、フロント等の施設並びにこの施設から各客室に通じる共用の廊下、階段、昇降機等の施設
- （3） 自由に利用することができ、かつ、客室数に応じた広さを有するロビー、応接室等の施設
- （4） 会議、催物、宴会等に使用することができ、かつ、客室数に応じた広さを有する会議室、集会室、広間等の施設
- （5） 食堂、レストラン、喫茶室等及びこれらに付随する調理室等の施設
- （6） 付近住民の生活環境及び景観を損なわない素朴な外観
- （7） 前各号に掲げるもののほか、特に市長が定める構造又は設備

別表第2（第4条・第6条関係）

- （1） 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- （2） 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- （3） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所
- （4） 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定す

る診療所のうち患者の収容施設を有するもの

別表第3（第4条関係）

- （1） 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（保育所を除く。）
- （2） 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設
- （3） 社会教育法（昭和24年法律第207号）第5章（第42条を除く。）に規定する公民館
- （4） 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第11号に掲げる隣保事業により設置された人権文化センター
- （5） 体育館及び水泳プール並びに陸上競技場、野球場、庭球場その他の運動場で、国又は地方公共団体が設置するもの